

再審・えん罪事件全国連絡会ニュース

2021年4月14日 第103号

連絡先

〒113-8463 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター5階 日本国民救援会中央本部内
電話:03-5842-5842 FAX:03-5842-5840 WEBサイト:www.saishin-enzai.net

目次

● 静岡・袴田事件 東京高裁で差し戻し審始まる	p1
● 三重・名張毒ぶどう酒事件 事件発生60年行動 宣伝に250人	p2
● 全国支援集会に参加して 事務局 中村文子	p3
● 滋賀・日野町事件 早期の再審開始決定もとめ高裁要請	p4
● おすすめ書籍の紹介 桜井昌司著 俺の上には空がある広い空が	p5
● おすすめ書籍の紹介 鴨志田祐美／著 大崎事件と私 アヤ子と祐美の40年	p6
● 前事務局次長の客野美喜子さんの訃報について	p7
● 今後の主な日程	p8

静岡・袴田事件

東京高裁で差し戻し審始まる

弁護団、検察側の手詰まり状態を指摘

2014年に釈放されたものの、いまだ死刑囚となっている袴田巖さんの再審について、3月22日、東京高裁で第一回の三者協議が開始されました。

事件は1966年、静岡県でみそ会社専務一家宅の強盗殺人・放火事件の犯人として袴田さんの死刑が確定したものです。2014年に静岡地裁で再審開始決定がされるも、2018年に東京高裁で再審を取り消す決定が出され、昨年12月、最高裁が再審を認めない決定を取り消し、再び審理を東京高裁に戻す決定をしていました。

三者協議では、裁判所から冒頭に、犯行着衣とされた5点の衣類が、長期間味噌漬けになっても血液の赤みが残ることについて、「専門的知見を調査した上で、5点の衣類の血痕の色調が1年以上味噌漬けされた事実合理的疑いを差し挟むか否かについて判断する」と審理の方針を説明。検察側は今後の立証方針について、7月までに、メイラード反応によって(味噌と触れた部分の)血液が黒くなるという弁護側の花田意見書に対して反論意見書を提出すると述べました。

協議後の記者会見で弁護団は、「メイラード反応以外の要因で(血液が)黒くなることは、検察も承知のはず。それにもかかわらずメイラード反応にしか反論できないのは、『手詰まりの状態』なのだろうと思う」と指摘しました。



東京高裁に入廷する弁護団とひで子さん

袴田巖さんの再審無罪を求める実行委員会は3月24日、東京高裁での再審確定をめざし、国会議員会館内で全国支援集会を開催し、ネット配信と合わせておよそ100人が参加しました。

再審えん罪事件全国連絡会の共同代表で神奈川大学の白取祐司教授が「最高裁決定の意義と差し戻し審の在り方」と題して記念講演をおこないました。最高裁の差し戻し決定は、2人の再審開始決定支持意見が出たとはいえ、あくまで「審理不盡」であると述べ、名張毒ぶどう酒事件第7次再審請求特別抗告審の「再審申し立てから既に8年近く経過していることから差し戻し審における証拠調べは必要最小限の範囲に限定し効率よくなされること」との補足意見も紹介しました。一方で、「死刑事件再審は非常にハードルが高く、検察が再審開始を取り消そうと躍起になってくる。油断は許されない」と強調し、最高裁の2人の裁判官が直ちに再審を開始すべきとした反対意見を重く受けとめて、差し戻し審では無辜の救済という再審の理念に従い、白鳥・財田川決定に基づいて速やかに無実の袴田さんの救済が求められていると述べました。

連帯の挨拶をした桜井昌司さんは、冤罪を生まないために「社会を変えるしかない、こんな社会にしていけないのか。袴田さんの死刑再審を実現して、『こんなことをしてはダメだ』という声を大きくしていかなければいけない。その最後にはかならず社会は変えられる。当たり前正義が通用する裁判所にしよう」と訴えました。

三重・名張毒ぶどう酒事件

事件発生60年行動 宣伝に250人

えん罪名張事件・愛知の会事務局長 田中哲夫

(えん罪名張事件・愛知の会事務局長 田中哲夫)

事件発生から60年となる3月28日、名張事件・全国の会は、「事件発生60年行動」として、名古屋市内で宣伝行動と全国支援集会＆全国の会総会を開催しました。岡美代子さん(91歳)は、直接参加を切望されましたが、コロナ感染への配慮からメッセージと動画によるリモート参加となりました。

宣伝は、あいにくの雨にもかかわらず、全国から、そして弁護団の岡村晴美弁護士、桜井昌司さん、青木恵子さん、西山美香さんにご参加いただき、総勢250名の大会となりしました。

集会は、袴田秀子さんもオンライン参加され、11都府県及び国民救援会中央本部から160名にご参加いただきました。

稲生昌三全国の会副代表の開会あいさつに続き、弁護団報告に立った市川哲宏弁護士は、昨年開示された懇親会参加者の供述と糊鑑定によって封かん紙を貼り直した真犯人の存在が明らかとなり、あらためて奥西さん以外の犯行可能性を示す「ぶどう酒到着時刻問題」を全ての証拠を

開示させて検証する必要がある、そして、その開示すべき証拠は、証拠に付された検察官への送致丁数(番号)をエクセルで整理して穴あき部分を明らかにする膨大な作業の結果、供述調書だけでも約1000頁に及ん



街頭で宣伝行動をする様子



勝利を実現したいと決意を固めた集会

でいる、と報告しました。また、担当検事が、未提出証拠の存在を確認する裁判所の求釈明に対し、証拠の有無そのものは回答せず、「弁護人が主張するような真犯人の存在を窺わず(=開示すべき)証拠は、存在しない」と、検察官の主観と評価を混ぜた回答に終始しているのは裁判所を愚弄するものだと強く批判し、全ての証拠目録の開示を求めるとしました。

岡美代子さんは、「証拠を明らかにしてまっとうな判断をしてほしい。この目で無実の判決を見届けたい。引き続きご支援を。」とお礼も含めて動画で訴え、同じく死刑再審に取り組む袴田秀子さんからは、「袴田事件も55年。とにかく前に進むしかない。岡さんもへこたれずに頑張ってもらいたい。」と力強いエールが送られました。

再審無罪を勝ち取った桜井さん、青木さん、西山さんは、自身の経験や奥西さんへの思いにふれ、証拠隠しを許さない大きなたたかいを作ろうと呼びかけ、また、同じ苦しみを背負う岡さんを元気づけ、勝利を実現したいと激励いただきました。

その後、全国の会総会議事に続き、三重・奈良・岐阜(関市)・東京・大阪・兵庫・愛知の支援組織と国民救援会中央本部から報告、訴えがなされ、開催地愛知で豊川幼児殺人事件の支援に取り組む渡辺達郎さんの閉会あいさつで終了しました。

翌29日に裁判所・検察庁要請を行い、署名2,274筆(累計46,509筆)を提出しました。

全国支援集会に参加して

事務局

中村文子

事件発生から60年目の3月28日、名古屋の笹島交差点での宣伝行動の後、えん罪名張毒ぶどう酒事件全国支援集会&全国の会総会に参加しました。

市川哲宏弁護士からの弁護団報告では、鹿野裁判長に変わってから大きく動き出した証拠開示の現状が熱く報告されました。

検察官は裁判所からの、懇親会参加者やぶどう酒瓶等に関する供述調書類のうち未開示の証拠の存在の有無の問合せに対し、『開示すべき証拠』は存在しない、

「弁護人の主張する別の真犯人の存在を伺わせるような供述はなく、現在弁護人に開示されているもの以外に開示すべき証拠は存在しない」と、回答しました。開示すべきかどうかを判断するのは、検察官ではなく裁判所です。証拠の存在の有無を聞かれたのに、質問に正面から答えずに誤魔化している。

検察官は公共の財産である証拠の管理者であって、証拠は検察官の所有物ではない。昨年開示された3通の供述調書は、再審開始決定を左右する重大な証拠です。第7次異議審時にこれが出されていたらと思うと、さらに怒りがこみ上げてきました。

91歳の岡美代子さんはビデオメッセージで、今回が最後と思っている、開始決定まで頑張ると、袴田秀子さんはオンラインで力強く激励、桜井昌司さんは、社会を変えて、法律を変えて、証拠開示させよう、と訴えました。

参加者の皆さんの、今度こそ再審開始決定を勝ち取る、という強い思いがあふれる集会でした。



中村さん(写真は2011年)

滋賀・日野町事件

早期の再審開始決定もとめ高裁要請

国民救援会滋賀県本部事務局長 川東繁治

日野町事件再審無罪を求める関西連絡会は3月23日、大阪高裁第3刑事部に対し検察の抗告を棄却し、早期に再審開始決定をするよう要請しました。日野町事件は2018年7月11日、大津地裁で再審開始決定を獲得しました。しかし検察の抗告によって大阪高裁第2刑事部（三浦透裁判長）に係属しましたが、昨年6月、三浦裁判長が東京高裁に転任し、後任に第一次再審



高裁の前で横断幕をひろげて

大津地裁で再審請求を棄却した長井秀典裁判長が就任。弁護団や支援者らは、いったん有罪心証を持った裁判官が、再び同じ事件に関わることは公正な裁判が保証されないとして反対運動を展開。その結果長井裁判長は担当を外れ、第3刑事部（岩倉広修裁判長）に割り替えられました。岩倉裁判長は同年8月に弁護団との二者面談に応じ、今年2月15日に三者協議を開きました。岩倉裁判長は検察官に、金庫発見現場の測量図について発見場所と阪原弘さんが案内した場所がずれていることを弁護団が意見書で指摘した点について、検察官の反論がかみ合っていないので、かみ合うようにいさめるとともに、引当捜査で撮影された写真がなぜ入れ替えられたのか説明を求めました。また弁護団が直前に提出した被害者の死斑をめぐる医学鑑定書について、反論の有無を確認しました。この裁判所の姿勢を見て弁護団長の伊賀興一弁護士は、記者会見で「山が動いた」と述べました。ところが3月1日、岩倉広修裁判長が依願退職し、後任に石川恭司裁判長が着任したとの一報が入り、阪原さんの家族や弁護団、支援者は「せっかく三者協議を開いてくれたのに・・・」とショックを受けました。また後任の石川裁判長はどのような訴訟指揮を執るかわからないなか、第22次となる高裁要請&宣伝を、阪原さんの長男弘次さんと長女美和子さんを含め26名で実施しました。一方、弁護団は高裁第3刑事部に対し、面談を要請したところ石川裁判長は、機をみて面談よりも三者協議を考えていたらしく、それでも面談を了解しました。面談は4月5日に行われ、弁護団が裁判所会議室に入ると検察官が出席していました。結局、三者面談となり、石川裁判長は「記録を検討しなければ審理を進めることができないので、ある程度時間がかかる」と述べました。検察官は前任者から引き継いだ書面を検討中と回答。弁護団からは検察官に速やかに反論の準備を要請し、裁判所に次の三者協議の日程調整を求めましたが、裁判所は「ご希望があることは承知した」との回答にとどめました。弁護団は、阪原さんの奥さんも高齢なので、今年中か今年度中には決定を求めると要請しました。



宣伝する阪原さんの長男・弘次さん(左)と長女・美和子さん

救援会と再審無罪を求める会は、この即時抗告審で弁護団が提出した4つの新証拠(①殺害時刻は、胃内容から食後30分と限定はできないとする法医学者の意見、②金庫発見場所と案内場所の不一致問題に係る測量士の報告書、③アリバイ証言は信用できるとする心理鑑定、④遺体の死斑は自白と矛

盾とする医学鑑定)をまとめた署名推進リーフを作成し、重要な時期に差しかかるいま、全国にお願いして署名のピッチを上げていくことを確認しています。

おすすめ書籍の紹介

再審・えん罪事件全国連絡会とも深くかかわりがある方たちの新刊本を紹介します

冤罪犠牲者の星誕生の秘密が今明らかに

桜井昌司著 俺の上には空がある広い空が

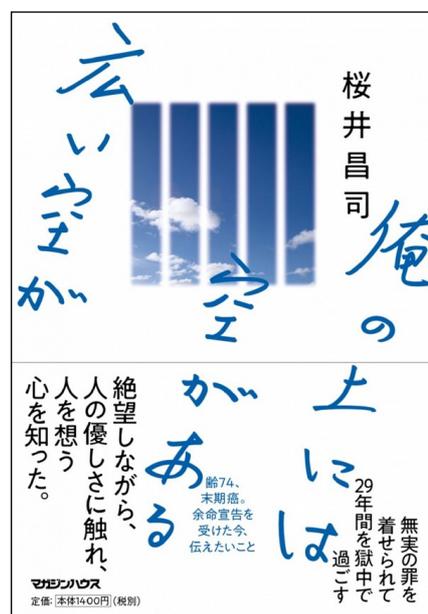
布川事件発生から再審無罪まで44年近くを経て、2011年再審無罪を勝ち取り、2012年から国家賠償請求訴訟を闘う傍ら、冤罪犠牲者による冤罪犠牲者のための組織を立ち上げた桜井昌司さんは74歳。昨年末期がんの余命宣告を受けた今も、袴田巖事件や名張事件をはじめとする全国の冤罪犠牲者救援に東奔西走している。

そんな桜井さんも、20歳で逮捕されたときは、意志が弱くて怠け者で小悪党のような生き方をしていた。拘置所や刑務所で「自由を奪われる苦痛は半端ではない。その時、私は目を閉じて『俺の上には空がある広い空がある』と呪文のように唱え、深呼吸を繰り返して自分を落ち着かせた」と当時の心境を語っている。

桜井さんは言う「不運は不幸ではない」と。「千葉刑務所にいた18年間だけでも2600通に及ぶカッチんの手紙には、社会で私を見守って下さる皆さんの温かい思いが綴られていた。刑務所にいても幸せを感じさせてくれる皆さんの愛情が、私を変えてくれている」。「私は自分の経験を通じて、人間の苦悩となる艱難辛苦のすべてが生きる喜びになると知ったが、それは支援者からいただく真心によって教えていただいたことだ。20歳から64歳まで、冤罪を背負った体験と思いの中でこそ、私は人間として成長することができた。刑務所では目の前のことに全力で立ち向かい、どこに生きても喜びから味わえる幸せがあることを知った。」と

獄中での支援者との交流を通じて自らの生き方を問い直し、苦しみを喜びに変えていった日々を振り返り、伝えたい想いをまとめた心洗われる感動の詩文集。冤罪犠牲者に心を寄せるすべての人達に贈る。

(布川国賠を支援する会事務局長 中澤宏)



マガジンハウス
四六並製/168頁
定価 1400円+税 4月15日発売

アヤ子さんの人生を取り戻す壮絶なたたかい

鴨志田祐美／著 大崎事件と私 アヤ子と祐美の40年

1979年10月。鹿児島県内の農村で、ひとりの男性の遺体が発見された。殺人事件とみなされ、被害者の義姉、原口アヤ子さんが逮捕・起訴された。

同じ頃、遠く離れた鎌倉でミュージシャンをめざしていた高校2年の女子学生と、アヤ子さんの人生が交差し、ある時点からは離れがたく同じ道を伴走することになるとは、予測できる由もなかった。

この女子高生は、大学卒業後、就職、結婚を経て、一度は断念した司法試験に挑み、40歳にして弁護士の道を歩み始める。鴨志田祐美弁護士である。

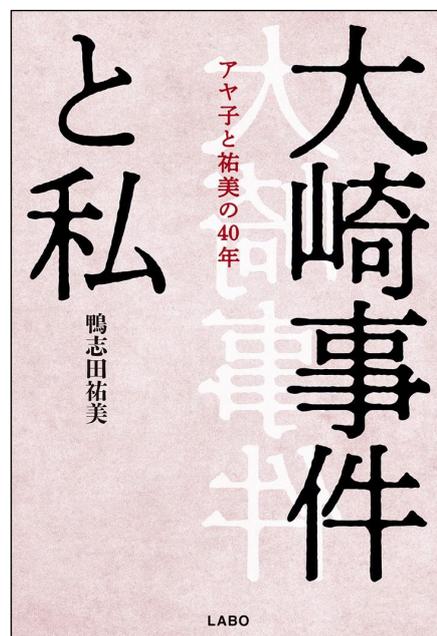
司法修習生時代に知った大崎事件は、第一次再審請求で勝ち取った再審開始決定に対して検察が即時抗告。これを高裁が認め、再審無罪へのアヤ子さんの切望が無残に覆された時期である。再審弁護団に加わったのは、弁護側が最高裁に特別抗告を申し立てていたときである。

大崎事件は3度も再審開始が認められながら、その都度検察の抗告と、確定判決墨守の裁判所によってはばまれてきた。その最大のものが、2019年6月、最高裁第一小法廷（小池裕コート）が地裁、高裁が続けて認めた再審をちやぶ台返しした決定であろう。最高裁が職権発動までして自判で取り消す暴挙に出るは、さすがの弁護団も、もう立ち上がれないのでは、とさえいわれた。

このどん底から第4次再審請求にいたるたたかいは、まさに壮絶としか表現できない。

アヤ子さんの人生を取り戻そうとする鴨志田弁護士と弁護団の活動が、率直すぎるほど率直な筆致で描かれる。その呼吸音と心臓の脈動が聞こえてくる迫真の一冊である。

(なくせ冤罪！市民評議会事務局長・今井 恭平)



LABO

四六判並製／740頁

定価 2,700 + 税 発売中

【訃報】再審・えん罪事件全国連絡会の前事務局次長の客野美喜子さんが3月10日、病気のため永眠されました。客野さんは、再審法改正をめざす市民の会・運営委員、なくせ冤罪！市民評議会・代表、無実のゴビンダさんを支える会・事務局長などを歴任し、冤罪犠牲者に誰よりも寄り添い、冤罪という司法の犯罪を厳しく断罪してきました。客野さんの思いを受け継ぎ、冤罪を根絶するために今後も力を尽くします。客野さんのご冥福をお祈りいたします。



追悼 客野美喜子さん

自分よりも若い人の追悼文を書くのは、ひときわ辛い。客野美喜子さんは、私より3歳ほど若かった筈だ。

私が彼女を最初に知ったのは、2000年の年末頃の筈である。この年4月、東電OL事件のゴビンダ・マイナリさんが一審無罪判決を受けたが、釈放されずにそのまま勾留される前代未聞の事件がおきた。このとき、司法の暴走に異議を唱えなければならぬと考えた人たちが、小さな集まりを何度かもった。客野さんとはそのミーティングで会ったのが最初だった。これが後に「無実のゴビンダさんを支える会」となる。

客野さんは、ゴビンダさんの支援以前から、冤罪であるか否かにかかわらず、異国（日本）の刑事施設に入れられ、孤立している外国人と面会し、何くれとなく支援するボランティア活動を続けていた。その中で、無罪判決を喜んだのもつかの間、東京拘置所に逆送され、意気消沈しているゴビンダさんへの面会を始めた。

そして控訴審判決の日、傍聴券抽選に当たった彼女は、まさかの逆転有罪・無期判決をいわたされ「神様、わたしやってない！」と叫んだゴビンダさんの悲痛な声を、法廷で直接耳にしている。

ゴビンダさんは2012年に再審無罪となり、ネパールの家族のもとに帰ることができたが、横浜刑務所で苦しい服役期間を耐えられたのは、面会およびネパールの家族との架け橋役を一手にになった客野さんと蓮見順子さん（支える会共同代表）のおかげ以外になかった。

ゴビンダさんの雪冤が果たされた後も、冤罪を憎み、冤罪の犠牲となっている人たちに心から寄り添い続けた姿は、多くの人たちが見ているとおりで。

彼女がつねづね強調していたのは、冤罪とは「国家権力による犯罪である」ということ。強大な権力が、よるべない個人をいたぶることが、彼女には許せなかったのだと思う。義侠心に篤い本物のヒューマニストだった。

そして無類の愛猫家でもあった。彼女の家には5匹の猫がいる。だがさらに野良猫が餌を食べに庭に侵入してくる。そういう猫を飼い猫として保護しようとするため、猫は増え続ける。家族には「ノーモアネコ」っていわれるなどと笑いながらも、野良猫をほっておくことができないのも彼女らしかった。

彼女らしいといえば、葬儀などもいっさいなしにして欲しいといったこともそうだ。だから彼女は、電話で「じゃね。これまでありがとう」という一言を残しただけで、そっけなく去って行った。

あなたの思い出は、困難なときに、きっと大きな励ましになると思います。「じゃね。」

（今井恭平）

今後の主な日程

- ▼4月21日(水) 名張毒ぶどう酒事件要請行動 午前10時 名古屋高裁、午後2時 名古屋高検
- ▼4月21日(水) 岡山・倉敷民商弾圧事件 中国ブロック要請 午前11時 岡山地裁(午前10時40分集合)
- ▼5月9日(日) 長野・冤罪あずさ35号窃盗事件 第2次再審開始をめざす5・9交流集会 午後1時 長野県男女共同参画センターあいとぴあ(岡谷市長地権現町4-11-51)
- ▼5月20日(木)午後2時 作ろう!冤罪をたやす再審の法制度(ルール)を 再審法改正をめざす市民の会 結成2周年記念集会 企画1:冤罪犠牲者の鼎談(西山美香さん、青木恵子さん、桜井昌司さん)、企画2:シンポジウム 再審法改正なぜ必要か(木谷明さん、市川寛さん、鴨志田祐美さん、周防正行さん)